

一定の違反があった場合
(75歳以上の運転者)

認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為(18種類)があった

臨時の認知機能検査の日程調整の電話連絡とその後通知文が届く

指定のあった自動車学校で
認知機能検査(30分)を受ける
(通知を受けてから1月以内)

判定結果は前回より悪化しているか
(心配なし・少し低くなっている・低くなっている)

認知機能検査
記憶力や判断力を測定するもので
・時間の見当識
・手がかり再生
・時計描画
の3つの検査です。

- 18種類の違反
- ・信号無視
 - ・通行禁止違反
 - ・通行区分違反
 - ・横断等禁止違反
 - ・進路変更禁止違反
 - ・しゃ断踏切立ち入等
 - ・交差点右左折等方法違反
 - ・指定通行区分違反
 - ・環状交差点左折等方法違反
 - ・優先道路通行車妨害等
 - ・交差点優先車妨害
 - ・環状交差点通行車妨害
 - ・横断歩道等における横断歩行者等妨害
 - ・横断歩道のない交差点における横断歩行者妨害
 - ・徐行場所違反
 - ・指定場所一時不停止等
 - ・合図不履行
 - ・安全運転義務違反

・前回判定と同じ
・良くなっている

前回判定より悪化している等の基準に該当

判定区分が「低くなっている」に該当

臨時高齢者講習
(2時間)
(通知を受けてから1月以内)

認知症に係る診断書を提出

認知症ではない

認知症である

運転免許に変更はありません。

前回判定と同じ

前回判定がない

運転免許の取消し・停止

臨時高齢者講習の内容
・実施車指導(60分)
車を運転し運転動作や癖等を指導
・個別指導等(60分)
実車の運転画像で指導、身体機能変化のDVD視聴

臨時高齢者講習
(2時間)
(通知を受けてから1月以内)

運転免許に変更はありません。

※認知機能検査と講習は別日に行われます。